

令和5年度第1回仙台市防災会議幹事会議（書面会議）の各資料について

1 報告事項について

- 専決処分による計画の修正について（津波避難エリアの変更等）（資料1、同別紙）

東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月27日施行）に基づき、宮城県は最大クラスの津波により想定される浸水の範囲や深さを、令和4年5月10日に公表しました。資料1は、新たな想定公表により、地域防災計画に所要の修正を行うため、令和4年11月に会長専決により行った本計画の修正について報告する資料です。また、資料1別紙は、改訂した「津波からの避難の手引き」となります。

仙台市防災会議規程

（専決処分）

第6条 会長において防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては、会長は専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

2 仙台市地域防災計画の修正について

(1) 令和4年度 主な災害対応状況（資料2-1）

令和4年度に発生した主な風水害及び地震災害の概要と、本市の対応について報告する資料です。

(2) 仙台市地域防災計画の修正について（資料2-2、同別紙）

地域防災計画修正案のうち、主な修正事項の3点について記載しております。資料2-2には修正の経緯や概要とともに、新旧対照表における修正案の該当箇所等を記載しております。資料2-2別紙には、各修正事項について対応方針とともに図表等でご説明しております。

(3) 仙台市地域防災計画 修正案 新旧対照表(抄)（資料2-3～2-6）

地域防災計画の各編における修正案の詳細を示した、新旧対照表となります。

(4) 仙台市地域防災計画パブリックコメント実施結果（資料2-7）

地域防災計画修正案に係る意見募集（パブリックコメント）を令和5年6月19日から7月18日に実施し、お寄せいただいたご意見と本市の考え方を記載しております。

3 その他

- 新たな防災会議委員の登用について（資料3）

本市防災会議委員について、福祉・介護等の部門から新たに登用すること検討しており、その説明資料となります。